

その3 年間保険料額の例 ※令和4年度と変更はありません。

【年間保険料額の例（令和5年度版）】

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和5年度 保険料額
80万円	7割	15,500円
196万円	5割	73,100円
220万円	2割	115,000円
240万円	なし	147,400円

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、 妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和5年度 保険料額
80万円	夫	7割	15,500円
	妻		15,500円
196万円	夫	5割	73,100円
	妻		25,900円
230万円	夫	2割	126,000円
	妻		41,500円
275万円	夫	なし	185,800円
	妻		51,800円

②ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

その1 安価な医薬品



新薬と同じ有効成分・効き目でありながら低価格のため、ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。

薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあり、日本全体の医療費の軽減にもつながることができます。

その2 効き目や安全性も OK



ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省による試験で安全性が実証されているため、安心して使うことができます。

※使用を希望される場合は、主治医や薬剤師に相談しましょう。

安心して医療を受けられる社会を維持するために

後期高齢者医療制度

問い合わせ

- ◆制度に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
- ◆保険証・給付に関すること 町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508
- ◆保険料に関すること 町税務課課税グループ ☎ 73-7505

①令和5年度の保険料額について

被保険者の皆さんにお支払いいただく今年度の保険料率は表1のとおりです。保険料額は被保険者ごとに計算されます（表2）。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者が所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料となります。後期高齢者医療制度の内容や保険料は、問い合わせ先までご連絡ください。

その1 保険料率（表1） ※令和4年度と変更はありません。

	令和5年度
均等割額（被保険者が等しく負担）	5万1,892円（年間）
所得割額（被保険者の所得に応じて負担）	10.98%
賦課限度額（1年間の保険料上限額）	66万円

その2 令和5年度の保険料計算方法（表2）

均等割
【1人当たり保険料】
51,892円

+

所得割
【本人の所得に応じた額】
（令和4年中の所得－最大43万円）
× 10.98%

=

1年間の保険料
【限度額 66万円】
（100円未満切捨）

※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、最大43万円の控除額（表2）が異なる場合があります。

※所得が少ない被保険者の方は、均等割保険料が世帯の所得に応じて3段階（7割・5割・2割）の軽減があります。